

Title	中国の体育・スポーツに関する法令・条例(その1)
Sub Title	China's laws and regulations on physical education and sports : (I) (1902-1949)
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1973
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.13, No.1 (1973. 12) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00130001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00130001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中国の体育・スポーツに関する 法令・条例（その1）

笹 島 恒 輔\*

1. は じ め
2. 清 朝 末 期  
欽定学堂章程  
奏定学堂章程
3. 中 華 民 国（北京政府）  
壬子学制  
壬戌学制
4. 中 華 民 国（国民政府）
5. 日華事変以後中華人民共和国成立まで
6. む す び

## 1. は じ め

体育・スポーツに関する法令・条例を調査研究することは、時の為政者が体育・スポーツに対してどのような考え方をしていたか、また、当時の社会状況が体育・スポーツに対して何を要求し、何を期待していたかを知ることが出来るのである。勿論そのためには法令・条例の公布された時代の社会の動きについても触れなくてはならない。

社会はたえず変化しており、新しい社会状況はそれに適応する新しい人間を必要としている。新しい社会に適応する人間は新しい教育から生まれてくる。そのため、教育の時代的変遷は社会の時代的変革と関連している。

体育が教育の一環である以上、体育の時代的変遷は社会の時代的変革と関連しており、その社会の時代的変革にともなって体育・スポーツ関係の法令・条例も公布されてきている。

体育・スポーツ関係の法令・条例が独立した一個のものとして公布されるようになったのは近々100年以内のことである。また、体育・スポーツ関係の法令・条例は他の法令・条例の中に含まれている場合もあり、それは教育法令について顕著である。

---

\* 慶應義塾大学体育研究所教授

## 中国の体育・スポーツに関する法令・条例

中国において体育・スポーツ関係の法令・条例が単独で公布されたのは中華民国成立以後<sup>(1)</sup> (1912年)であり、1928年に国民政府により中国が統一されて以後増加してゆき、戦時下には身体活動を重視する時代の要求から多くの法令・条例が公布されている。

1949年に成立した中華人民共和国においては多くの体育・スポーツ関係の法令・条例が公布されているが、中華人民共和国が成立する以前の中華ソビエト臨時政府 (1931年～1934年)、辺区政府 (1937年～1948年)、地方人民政府 (1948年～1949年)<sup>(2)</sup> の時代においても体育・スポーツに関する法令・条例は公布されている。

本研究は中国において公布された体育・スポーツ関係の法令・条例についてその公布の背景となった社会状況に触れて述べるものであるが、軍事教育に関するものもその中に含めている。

中華人民共和国成立以前の中国共産党支配地区ならびに文化大革命以後の中華人民共和国については、資料の入手が不可能のためにほとんど触れることが出来なかった。

注 (1) 清代においては教育関係の法令に含まれていた。

(2) 1937年の第2次国共合作とともに共産党の勢力下は辺区となり、辺区政権が成立し、共産党の勢力拡大につれて辺区が合併して人民政府となった。

## 2. 清 朝 末 期

中国において体育の授業が学校で行なわれるようになったのは、道光20年 (1840年) にはじまった阿片戦争に敗れ、道光22年 (1842年) の南京条約の締結によって開国して以後である。<sup>(3)</sup><sup>(4)</sup>

開国したとては直ちに体育の授業が行なわれたのではない。阿片戦争以後に起こった西欧との度重なる戦に敗れた清は、西欧文明をとり入れて中国を近代化しなくてはならないとして新式学校の創立に乗り出し、同治元年 (1862年) に西洋文明を取り入れるための外国語教育の機関として北京に京師同文館を設立した。この同文館の設立につづいて各種の洋式学校が設立されたが、軍隊を洋式化するための軍関係の学校も含まれていた。<sup>(5)</sup> これらの洋式学校において体育の授業が実施されたのである。西欧式のスポーツが中国で行なわれるようになったのは、光緒19年 (1890年) 以後であるが、体育関係の法令・条例の公布されたのは1900年代になってからである。<sup>(6)</sup>

中国において新教育が体系づけられる基点となったのは、光緒27年12月1日 (清朝は太陰暦を使用—1902年1月10日) に管学大臣張百熙への上諭により章程の裁定を命じており、この上諭<sup>(7)</sup>をもって中国の教育令の体系は始まったということが出来る。

勿論、この上諭以前にも新学制公布の動きはなかったわけではなく、光緒24年(1898年)5月22日(7月10日)に「各省の書院を改めて、中学(中国の学問)と西学(西洋の学問)とを兼修する学校とし、省の書院を高等学堂、郡の書院を中学堂、州県の書院並に地方の義学、社学を小学堂とする。」との上諭があり、「京師大学堂章程」も公布されたが、学制改革を含む一連の改革は、西太后を頂点とする保守派のいれるところとならず、保守派は西太后を擁し8月6日(9月21日)に戊戌の政変といわれる政変を起こし、改革派を追放し、光緒帝を幽閉し、改革を旧に復し、西太后が摂政となった。そのため新学制も実施にいたらなかった。

保守的、排外的な政策を採った西太后も、光緒26年(1900年)に起こった北清事変が8国連合軍に惨敗し、光緒27年(1901年)に8国と和を結んでからは保守政策を採ることが出来なくなり、進歩派を登用して改革を行なわなければならなくなった。

光緒27年12月1日(1902年1月10日)の上諭はこのような状況下に出されたのである。次いで、光緒27年12月5日(1902年1月14日)に京師同文館を大学堂の所轄とする上諭が<sup>(11)</sup>発せられた。

この上諭以後、種々の学校制度に対する案が示されたが、光緒28年7月12日(1902年8月15日)に「欽定学堂章程」が公布されたのである。<sup>(12)</sup>

「欽定学堂章程」は中国最初の新式学制の法令である。このことは、中国最初の体育・スポーツ関係の法令、条例でもある。「欽定学堂章程」は公布されたが、清朝内の保守派と進歩派、満人派と漢人派の争いのために廃止され、光緒29年11月26日(1904年1月13日)に張之洞の起草した「奏定学堂章程」が公布された。

「奏定学堂章程」は辛亥革命によって清朝が倒れるまで8年間、中国において実施されたのである。

「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」ともに日本の学校制度に良く似ており、中には日本の制度そのまま持っていったのではないかと思われる部分もあるが、それは、光緒28年(1902年)5月15日から9月2日の約3カ月間管学大臣の呉汝綸が日本の教育事情を視察し、日本の教育者と意見を交換しており、また、舒新城著「中國教育思想史」に「日本の法をとり入れて国内の制度を根底から改革した。中国の新教育制度は大改革の時に日本から輸入した」とあり、<sup>(13)</sup><sup>(14)</sup>「欽定学堂章程」の「大学堂章程」の大学分科門目表に「大学の分科は予備科学生の卒業の後にその課程について再議するが、今ほぼ日本の例にならって大綱を次の様に定める。……」とあることからしても、日本の学校制度に似ていることも当然ではないだろうか<sup>(15)</sup>と考えられる。

### 欽定学堂章程

「欽定学堂章程」においては各学堂の体育の授業時数と授業内容を定めている外に体育施設

について定めており、大学堂については体育の服装についても定めている。

大学堂の体育の服装についての規定は、

「体操の時に使用する衣服、帽子、靴は夏用と冬用に分け、公認により製造されたものを支給する。」

となっている。

### 奏定学堂章程

光緒29年11月26日（1904年1月13日）に公布された「奏定学堂章程」には、各学堂の規定以外に「学務綱要」、「各学堂管理通則」等が公布されているが、その「学務綱要」、「各学堂管理通則」に体育に関する規定が含まれている。

高等学堂以下の各学堂章程には、体育の要旨、授業時数、授業方法、授業内容、体育施設について規定している。

「学務綱要」には、「私学堂禁私習兵操」、「各学堂兼習兵学」の2項目がある。

「私学堂禁私習兵操」は、「民間私設の学堂において、許可なく兵式体操を教えるてはならない。兵式体操を習う者は木銃を使用して真銃（本物の銃）を使用してはならない。この規定を各省に公文書を送り民間に諭し一律に行なわせる。」<sup>(16)</sup> というものであり、「各学堂兼習兵学」は「中国に於て勉強をしていた人は兵を知らない、これが積弱の理由であり、故なしとはしない。三代（夏・殷・周）の学校においては射・御（戦車を御すこと）を兼習していた。京師に設立しようとする海陸軍大学堂、各省に設立しようとしている普通専門の各武学堂を除いて（海陸軍大学堂はしばらく設立が困難である）、各学堂は兵式体操を練習し武事を学ぶ。文科系高等学堂においては、軍制、戦史、戦術等の要義を教え、大学堂の政治学科においては、各国の海陸軍の政学を講義する。文科の学生にはやや簡単にする。これらの学生が官途についた時には武備の大要に通曉しており、武備員にすることも、營務將卒の考察員とすることも出来る。」<sup>(17)</sup> というものである。

「奏定学堂章程」の高等学堂、中学堂、高等小学堂並びにこれらの学堂と同程度の各学堂の体育の授業内容は、普通体操・兵式体操・有益の運動等であったので、当然兵式体操は授業として行なわなくてはならないのに、何故に「学務綱要」にこのような記述がなされたのであろうか。

「私学堂禁私習兵操」は当時高まりつつあった排満興漢運動の温床に私学堂がなることを恐れて、木銃のみの授業を行なわせ、万一革命の際に兵器として使用出来る小銃の所持を禁止したのではないかと考えられる。

「各学堂兼習兵学」は、体育の一教科として兵式体操を実施することになったが、中国にお

いては科挙の制度が確立して以後、文を貴び武を卑む思想が強く勉学を志す者を支配しており、兵式体操を教科目と定めても実際に実施されるかどうか分からないという疑問があったためではないかと考えられる。

「各学堂管理通則」の「操場規條章」に、

第1節 体操の授業の号音を聞いたならば速かに更衣をする。

第2節 更衣後体操場に整列し、点呼を行ない、衣服を検査する。

第3節 啞鈴体操、兵式体操の際には自ら機械室、銃器庫から道具、兵器を持参して体操場に赴く。

第4節 教員が体操場に到着後、速かに人員点呼、敬礼を行ない、出席、欠席の人員を報告する。

第5節 授業終了後は用具、兵器等は皆元の位置にもどし、その場に放置しない。<sup>(18)</sup>

と定めている。この「操場規條章」は現在から見ると極めて常識的なもので、わざわざ条文にする必要もないようなものであるが、体育の授業を初めて実施する時代においては、このような規定も必要であったのではないだろうかと考えられる。

光緒32年3月1日(1906年3月25日)に「教育宗旨」が宣示されたが、その中に体育に関しては、「……体操の一科は、幼稚な者には、遊戯・体操でその身体を發育させ、やや長じた者には兵式体操でその紀律を厳整にし、時々勉めて秩序を守り、威重を養い完全の人格を造成しなければならぬ。語に行歩すれば強国の容がある、とあり、記には、礼は人の肌の集合であり、筋骸の策を固める所以である、とある。これは虚語ではない。臣等がかつて日本の小学校を調査した時に、休息の時間には任意に遊び廻っている。それは活発な性質を養う所以である。一度号令がかかると、直ちに整列して教室に出入して、肅としていて軍隊のようである。これは、法を守る性質を養う所以である。また、かつて日本の師範学校を調査したが、師範は規制最肅、約束最厳の場所である。球戯・角技を常に行なっており、運動競走には大会を行なっている。それは国家が法令を出して奨励している。その法令の意途を知るべきである。中国が若しこれを採用して極力之を實行すれば、年月が経るにつれて習性となるであろう。我が国においても三代(夏・殷・周)以前においては人は皆兵の義を知っていた、なんで旧に復すことを望まないことがあろうか。」<sup>(19)</sup>

教育宗旨の尚武の項の説明に体育が引用されているのであり、当時の中国が如何に富国強兵について留意していたかを示すものである。

教育を司る役所の学部(日本の文部省にあたる)の設立は光緒31年11月10日(1905年12月6日)<sup>(20)</sup>であるが、学部の設立により教育関係に関する事務は礼部から学部に移った。

光緒33年1月24日(1907年3月8日)に女子学堂(女子師範学堂・女子小学堂)章程が奏定された。女子師範学堂と女子小学堂章程の制定は、中国で女子教育を全国的に規定した最初の法令として注目されるばかりでなく、女子の学校教育を国家が認めた点で、三千年来の中国教育史上画期的な現象であった。

「奏定学堂章程」の「蒙養院及家庭教育法章程」の中「蒙養家教合一の章」の第10節に「三代以来の女子もまた皆教養があったと經典に出ている。女子を教育するのは母としての必要のためである。中国においては男女の別は甚だ厳格なので、少年と少女の共学は断じてよろしくない。外国の教育を受けたものは外国の習慣を誤って学び、自由に外出して市街を歩き、恋愛結婚をして父母、夫、婿を次第に軽視するようになる。そのために女子はただ家庭で教育すれば良い。(中略)無益な文章は教える必要がない。外国に関することはいたずらに事を起こして、議論を生じるからなおさら教える必要がない。(後略)」とあり、当時の女子教育に対する考え方としてはっきり女子教育無用論を示しており、「欽定学堂章程」「奏定学堂章程」ともに女子教育に関する規定を定めていなかった。

それが、僅か4年でこのように変化したのは、どのような理由があったのであろうか。

清において総べて女子教育を無視していたのではなく、梁啓超は光緒23年(1897年)に女子教育の振興を力説しており、「皇朝経世文新編」にも変法自強疏(注釈)で、「外国には女子の学校があり」と述べており、学校篇でも西欧の女子教育について触れている。

光緒30年(1904年)に起こった日露戦争に日本が勝利を得たのは立憲制のためであるとして、清朝内にも立憲主義者が多くなっていた。政府も光緒31年(1905年)に立憲の準備を始め、それともなう官制改革の上諭が同年10月6日(11月2日)に発せられ、11月10日(12月6日)に教育行政を司る役所の学部が設立された。

当時の中国は不平等条約に悩んでいたが、幕末から明治維新にかけて各国と締結した不平等条約に苦しんでいた日本が、明治28年(1894年)、まず英国との条約改正に成功して以後、次々と不平等条約の改正に成功するのを見て、中国も条約改正の希望を持ち、そのためには国内の制度を欧米諸国と同じにする必要があり、女子学制の公布に踏み切ったのである。

宣統元年3月26日(1909年5月15日)に小学堂章程の改正があり、教科目の整理が行なわれ、「城鎮所在の学堂は、修身・読経・中国文学・算術・体操を必修科目とするが、郷村所在の学堂において現に体操教員の不足しているところにおいては、しばらくの間随意科目とすることが出来る。手工・図画も随意科目と出来る。」と改められた。

しかるに、翌年の宣統2年11月29日(1910年12月30日)に再び小学堂章程の改訂が行なわれ、「修身・読経・国文・算術・体操を必修、図画・手工・音楽を随意科目(高等小学堂では必修科目に外に歴史・地理・理科・図画が、随意科目に手工・音楽・農業・商業が加わる)」と改められた。

中国においては唐代より科挙受験のための旧制度の教育機関が存在しており、一部の教科においては教員不足の心配はなかったが、学制を公布した際に体育専攻の教員、或いは体育を担当出来る教員の不足から宣統元年の改訂が行なわれたと考えられる。

宣統2年の調査によれば、初等小学校の教員64,326人中師範学校卒業者51.9%、非卒業者(旧教育関係者)48.1%、高等小学校の教員17,080人中師範学校卒業者40.20%、他種学校卒業者18.57%、非卒業者41.01%、外国人0.22%となっており、適格教員の不足から実状に即するために宣統元年の改訂となったのであろう。<sup>(28)</sup>

教員から見れば宣統元年の改訂は実状に即したものであるのに、何故に宣統2年(1910年)に再改訂を行なったのであろうか。

各省の教育総会が軍国民教育の実施法を決議し、体操を主要科目とすることを学部<sup>(29)</sup>に要請している<sup>(29)</sup>ので、その要請を学部が受け入れたのではないかと考えられる。

注 (3) 道光20年~22年(1840年~1842年)の清英間の戦争。阿片問題を直接の原因として起こったのでこの名称がある。この戦争は東洋進出を図る英国の強引さと清との衝突。清は敗れ南京条約を結んだ。

(4) 道光22年(1842年)8月、阿片戦争の結果、南京で清英間に結んだ条約、この条約により清は5市(広東、厦門、福州、寧波、上海)を開港場とし、香港島を英に割譲した。

(5) 京師同文館、上海方言館(同治2年—1863年)、福建船政学堂(同治5年—1866年)、上海機器学堂(同治6年—1867年)、天津電報学堂(光緒5年—1879年)、天津水師学堂(光緒6年—1880年)、湖北自強学堂(光緒19年—1893年)等。

(6) 吳文忠著「中國近百年體育史」(民国56年—1967年)、台湾商務印書館、24頁。

(7) 多賀秋五郎著「近代中国教育史資料—清末篇—」(昭和47年)、日本學術振興會、31頁。

(8) 人民の寄附によって設立された庶民教育機関で、学資に乏しい地方民の子弟を入学させるもので、私立的性格が強い。

(9) 庶民の教育機関で、国家的教育体系の最下底をなすもので、公費によって運営された。

(10) 清史編纂委員會編、「清史」(民国50年—1961年)、国防研究院、第1冊350頁、第2冊1297頁。

(11) 前掲(7)書、31頁。

(12) 同上。

(13) 吳汝綸著、「東游叢錄」(明治35年)、三省堂、58~136頁。

(14) 舒新城編、「近代中國教育思想史」(民国17年—1928年)、中華書局、14頁。

(15) 「欽定章程類纂—第三冊學務」(光緒34年—1908年)、北新書局、80頁。

(16) 「大清光緒新法令—第十一冊」(宣統元年—1909年)、商務印書館、15丁。

(17) 前掲(16)書、31~32丁。

(18) 「大清光緒新法令—第十二冊」65丁。

(19) 前掲(7)書、634頁。

(20) 丁致聘編、「中國近七十年來教育記事」(民国24年—1935年)、商務印書館、15頁。

(21) 前掲(19)書、12~13丁。

(22) 前掲(14)書、391頁。

(23) 「皇朝經世文新編」(光緒24年—1898年)、卷1、19丁。

(24) 前掲(23)書、卷5、6丁。

(25) 李守孔編著、「中國近代史」(民国47年—1958年)、三民書局、715頁。



- (26) 「大清宣統新法令一第四冊」(宣統2年—1910年), 商務印書館, 35丁。
- (27) 前掲(7)書, 653頁。
- (28) 朝鮮総督府編, 「支那教育状況一斑」(大正8年), 朝鮮総督府, 100頁。
- (29) 前掲(6)書, 23頁。

### 3. 中華民国(北京政府)

宣統3年8月19日(1911年10月10日)に武昌に起こった革命は辛亥革命に発展し, 清朝による長年の異民族支配と, 古代より数千年間続いた君主制が打倒され, 中華民国が成立した。

中華民国は1912年を民国元年として太陽暦を採用した。中華民国は民国元年1月9日に学部を教育部に改め, 新政府の新教育方針による「壬子学制」を民国元年(1912年—壬子)9月4日に公布した。この「壬子学制」は民国11年まで実施され, 民国11年(1922年—壬戌)11月2日に6・3・3制の「壬戌学制」が公布された。この「壬戌学制」は北伐を完成し, 中国を統一した国民政府が民国17年(1928年—戊辰)に「戊辰学制」を公布するまで実施されていた。

中華民国の成立から, 国民党による中国統一までの17年間は北京政府期と言われ, この北京政府期は, 共和国が成立したとはいうものの, まもなく北洋軍閥の統帥袁世凱が政権を掌握し, 配下の将領を督軍として全国に配置し, 軍事財政の実権をにぎり, 議会を解散し, 袁世凱独裁を実現した。袁の死後段祺瑞の安徽派が勢力を得, これについて呉佩孚のもとに集結した直隸派が政権を掌握し, ついで張作霖の奉天派が優勢となるというように, 軍閥の抗争による第2革命, 第3革命, 清朝の復辟, 南北の衝突, 安直戦争, 第1次・第2次奉直戦争と続いていた。その間第1次大戦後, 国民の政治的自覚がたかまり, 民国8年(1919年)に五・四運動<sup>(80)</sup>がおこり, 外国帝国主義と軍閥に反対する大衆運動が強力となっていった。

第1次大戦後の安定期に入ると列強の帝国主義が再び中国に向かい着々とその政策を進めだし, これに対して, 第1次世界大戦中に民族産業が急激に発達した中国の民衆, 特に労働者は, 知識人・学生の指導により民国14年(1925年)の五・三〇事件等の反帝国主義運動を展開した。<sup>(81)</sup>

一方, 軍閥との抗争に敗れた国民党は民国12年(1923年)に連ソ容共の方針のもとに大改造を行なって広東政府を樹立し着々と力を貯え, 民国15年(1926年)に北伐を開始し漢口・南京をまたたくまに占領した。北伐軍の将介石は民国16年(1927年)4月12日上海クーデターを断行し共産党を弾圧し南京政府を樹立した。南京政府は広東から武漢に移った武漢政府と対立したが, 武漢政府もまもなく共産党と袂別し南京政府に合流し, 国民政府を樹立した。

国民政府は民国17年(1928年)に北伐を再開し, 北京を占領し, 北伐は完成し, 中国全土は国民政府の支配下に入り, 北京政府期は終りをつげた。

中華民国が成立したとはいうものの北京政府期はこのように政局は安定せず、二転、三転としており、それにつれて教育界も混沌としており、教育費も十分には支出されず、教育関係の法令もほとんど公布されなかった。とくに、「壬戌学制」期にはそれが甚だしく、「壬戌学制」の学校系統改革案が示されたのみで、学制改革に伴う課程標準も公布されなかった。このような事情から北京政府期において、体育・スポーツに関係のある法令は極めて僅かしか公布されなかった。

### 壬子学制期

壬子学制期に中国では初めて単独で、体育・スポーツに関する法令が公布された。それは、民国元年（1912年）12月18日に教育部通令として公布された「各学校応於体操正科外兼作有益之運動」（各学校は体操の正科の外に有益の運動を実施すること）というもので、その内容は「教育部の公布した教育宗旨は軍国民教育をもって道德教育をおぎなうとしているので、各学校は学生の体育を重視し、強壯果毅の風を養成する。学校の教科において体操の授業時数を増すことは困難であるから、各学校はこの意を体して、体操の正科の外に種々の有益の運動を学生に指導する。専門学校以上の学校においては体操は正科にはないが、適宜に運動部を組織し随時練習して知育偏重を避ける。毎年春秋の2回運動会を開催して、互に切磋琢磨して怠惰を恥とし勇健を名誉とすれば、学生の身体は日増しに強健となり、智育、徳育も増進する。」<sup>32)</sup>というものである。

この通令が出されたのは、同年9月2日に教育部令第2号で公布された「教育宗旨」の中に軍国民教育があり、その軍国民教育を推進するためのものと考えられる。<sup>33)</sup>

軍国民教育とは、国民のすべてが軍事知識と軍人的精神とを具有し、軍事力の強化につとめるように教育しようとするものである。<sup>34)</sup>

民国元年（1912年）2月に教育総長の蔡元培は「對於教育方針之意見」の中で、「軍国民教育と社会主義は相反している。他国においては軍国民教育がすでに衰えかけているのに、わが国にあっては、列国がこもごもせまっているので、すみやかに自衛をはかり、今まで喪失した国権を武力によって回復しなければならない立場におかれている。それに武力革命以後は一時軍人執政の時期がないとはいえない。それで、挙国皆兵の制を行わないならば、軍人社会をしてながく特別階級としてしまい、その勢力を平均することが出来ない。そのため軍国民教育は今日とらなくてはならないものである。」と述べている。<sup>35)</sup>

陳啓天は「最近卅年中國教育史」で、「軍国民主義は前期の一種の有力な教育思想であり、辛亥革命以後もこの種の思想が旧来通りに教育界を支配していた。民国4年日本は21条で中国を圧迫した。袁世凱は国を守るために尚武的教育宗旨を採用した。」と述べており、陳青之は<sup>36)</sup>

「中國教育史」で、「軍国民教育、この教育思想は2回起こった。第1回は宣統末年から民国初年の間であり、第2回は民国4、5年の間である。」と述べている。

当時の中国教育界を支配していた思想により、この通令が公布されたのであろう。

大總統の袁世凱は帝政を目指して準備を進め、民国4年(1915年)2月「教育宗旨」を改めた<sup>(39)</sup>が、それに附随して教育部は同年10月4日に、体育を重視し、課外の運動を組織し、省城内に公共の運動場を建設することを各省に命じ、運動場の建設には資金を支出することを通知した。これは、南京高等師範学校体育専修科主任の米人マックロイの影響によるものと思われる<sup>(40)</sup>。

民国8年(1919年)4月14日に教育部は各省の教育庁に体育を推し広めることを訓令し、民国10年(1921年)7月13日に教育部は各高等師範学校の体育専修科を本科とするように通令を公布した<sup>(41)</sup>。

高等師範学校の体育専修科を本科とするといっても、民国10年当時体育専修科を附設している高等師範学校は南京・北京の両高等師範学校の2校であり、ともに修業年限は3年であったが、この通令により、南京は国立東南大学体育学部として修業年限は5年となり、北京は前年に4年制の体育科に改められていた<sup>(42)</sup>。

この措置は、中国で体育の教員が不足しているとはいうものの、質と量とがともなわず、粗製濫造のきらいがあったので、それを防ぐ手段としてとられたのであろう<sup>(43)</sup>。

北京政府期には各種の団体が体育・スポーツに関する建言を行なっていたが、政情の不安定から法令化されるまでにはいたらなかった<sup>(44)</sup>。

注 (30) 第1次世界大戦後中国に起こった反帝国主義運動、民国8年(1919年)5月4日に起こった事件が端緒となったので五・四運動という。

(31) 民国14年(1925年)5月30日に上海で起こった中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義愛国運動。この事件による死者は36~60名といわれる。五・三〇の愛国運動は、あらゆる愛国者が団結して民族運動としてかつてない規模で行なわれた。労働階級の力量が強く発揮されはじめ、目標が不平等条約の廃棄、帝国主義反対という明確な形をとるようになり、国民党、共産党という政治的中心を持っていたことで画期的なものといわれる。

(32) 教育部総務庁文書科編、「教育法規彙編」(民国8年—1919年)、教育部、113~114頁。

(33) 前掲(32)書、87頁。

(34) 多賀秋五郎著「中国教育史」(昭和30年)、岩崎書店、308頁。

(35) 孫徳中編「蔡元培先生遺文類鈔」(民国55年—1966年)、復興書局、77~78頁。

(36) 日本が袁世凱政府に承認させた21ヵ条の要求。この要求により日本が中国に有力な地歩を占めようとするもので、山東省に関する4ヵ条、南満州・東蒙古に関する7ヵ条、漢冶萍公司に関する2ヵ条、希望条項7ヵ条、沿岸不割譲に関する1ヵ条からなっていた。民国4年(1915年)1月に提出され、5月25日に調印された。

(37) 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(民国19年—1930年)、太平洋書店(上海)、174~175頁。

(38) 陳青之著「中國教育史」(民国20年—1931年)、商務印書館、655~657頁。

- (39) 前掲(20)書, 57頁。
- (40) 前掲(20)書, 60頁。
- (41) 前掲(20)書, 81頁。
- (42) 前掲(20)書, 92頁。
- (43) 前掲(6)書, 120~122頁。
- (44) 前掲(6)書, 119頁。

#### 4. 中華民国(国民政府)

北伐の完成により中国全土を支配下に入れた国民政府は以後軍閥を擁して浙江財閥と結び経済政策を進め、新生活運動<sup>(43)</sup>を実施して国内改革にある程度の成果を収めた。しかし満州事変以後の日本の中国進出<sup>(44)</sup>に対しては「一面抵抗・一面交渉」の対策をとっただけで中国共産党の打倒に専心した。民国25年(1936年)12月に西安事件が起こり、第2次国共合作<sup>(45)</sup>がなり、抗日民族統一戦線が結成された。翌、民国26年に日華事変<sup>(46)</sup>が起こり、戦線の拡大にともない国民政府は奥地に移転し太平洋戦争となった。この間に国共の反目は次第に著しくなっていた。太平洋戦争も民国34年(1945年)日本の敗北により終了した。戦後、国民党と共産党の相剋は再び激しくなり、国民党は一時優勢を示したが、その後共産党が優勢となり国民政府は台湾に移転した。

この時期は世界においても変革期であり、中国もその影響を免れることが出来ず、満州事変、国共合作、日華事変、太平洋戦争、国共相剋、国民政府の台湾省移転というように僅か十数年の間に種々のことがめまぐるしいほどに変わっていった。

このような社会状勢の変化につれて、法令もひんぱんに改められていったが、その中には体育・スポーツ関係の法令も数多く含まれていた。

国民政府は首都を南京に定めてから思想統一工作をはじめ、その方針を徹底するために教育に対しても種々の改革をこころみ、民国17年(1928年)5月に「戊辰学制」を公布した。この「戊辰学制」を徹底するために民国18年以降各学校法を公布し、詳細な課程標準並びに軍事教練に関する法令を公布した。また、一応政局の小康を保った初期にはスポーツ関係の法令も公布された。

##### 日華事変まで

体育の授業時数については学校規程、各学期毎週教学自習時数表に定められ、授業内容については各学校の体育課程標準(小学校低学年のみは唱遊課程標準)に定められた。また、課外運動の時間数も各学期毎週教学自習時数表に定められた。

## 中国の体育・スポーツに関する法令・条例

民国23年（1934年）12月1日教育部は「体育師範学校学生畢業会考科目（体育師範学校卒業生の国家試験科目）」を公布した。それは、

- 1 普通科目——公民，国文，地理歴史，物理化学，解剖，生理，教育概論
- 2 体育科目

甲 学科 体育原理，体育行政

乙 術科 陸上競技，器械体操，球戯，柔軟体操，マット運動，国術

となっており，術科にはいずれも男女別の基準が示されており，女子はマット運動の代わりに舞踊となっていた。

この国家試験の術科の基準は現在から見ると極めて低いものであった。たとえば，陸上競技において男子は100M走15秒0，走幅跳3M50で合格，女子は50M走10秒，走高跳0.9Mで合格という程度のものであった。

当時においては，「体育教員の養成問題は解決しておらず，大量に養成している所では質と量が一致せず粗製濫造の所もあり，経済的圧迫により設備も十分ではなく，設立にも問題があり（民国16年—1927年には上海のみで10校），これらが原因となって自然に廃校になったのも少なくなかった。」と呉文忠も「中國近百年體育史」の中で述べているので，体育教員の質の向上のためにこの国家試験制度の制定となったのであろう。<sup>(47)</sup>

社会体育・スポーツ関係の法令も国民政府成立以後に公布された。

民国18年（1929年）4月18日に「国民体育法（13条）」が国民政府から公布された。<sup>(48)</sup> 同法の第4条に「青年男女の体格の正当の發育を妨げる風俗習慣については县市鎮（日本の町に当る）郷村等の行政機関が責任を以て嚴禁する。その項目は教育部，訓練総監部で之を定める。」とある。これは下火になりつつあるとはいえ未だ根強く残っていた纏足の弊習に対するためのものと思われる。第5条には「村郷鎮市は必ず公共体育場を設ける」と規定しており，運動場の設立を自治体に義務づけている。

民国20年（1931年）4月18日に教育部は「民衆業余運動会辦法大綱」を公布した。<sup>(49)</sup> これは各縣市が年1回乃至は2回，20歳～50歳の者を対象とした運動会を開催するとの規定である。

世界各国の盛衰は国民体力の強弱によっているので，国民の体育を積極的に提唱して，全国民の健康を増進し，民族精神を復興させなければならないとしていた。また，軍政部も国難に際して中国人の体力の弱いのが暴露したので全国体育會議を召集して計画を促進し，中央も各省も公共体育事業に注意しなくてはならないとの意見を述べていた。<sup>(50)</sup>

この趣旨に従って，教育部は民国21年（1932年）6月21日に「全国体育會議規程」，10月19日に「国民体育实施方案」を公布した。<sup>(51)</sup>

「全国体育會議規定」は15条からなっており，国民体育の必要性を説き，會議の在り方を決

定したもので、その実施方法については「国民体育実施方案」で規定していた。「国民体育実施方案」は5つの大項目に分れ、項目ごとに小項目を建てて詳細な規定を定めていた。5つの項目は、1. 目標、2. 行政と設備、3. 実施方法、4. 成績考査方法、5. 年度別実施計画となっており、学校体育、社会体育、競技会の開催を含む広範囲のものであった。年度別実施計画においてはとりあえず5カ年計画が示されており、第3年目の終りに次の計画について検討するとなっていた。

5カ年計画の中には体育場の設立が含まれており、第1～第2年に大都市、第3～第4年に各県、第5年に郷村に体育場を設立するとしていた。これからすると各市町村に公共体育場の設立を義務づけていた民国18年（1929年）4月18日に国民政府の公布した「国民体育法」の第5条が一向に守られていないということがはっきりとしている。

この「国民体育実施方案」を統一した体育行政として実施するために、教育部組織法の第5条の規定によって教育部体育委員会の規程を定め、同年11月5日に教育部は各省市が速かに体育委員会を設立するように命令した。

民国24年（1935年）3月11日に教育部は「全国運動大会舉行辦法」を公布した。これにより全国運動会（中国語の運動会は競技会のことであり、全国運動会は各種の競技を含む全国的の総合競技会であり、現在の日本の国民体育大会の如きもの）は首都南京と他の都市とで交互に秋に2年ごとに開催されると決定した。

全国運動会の第6回大会は民国24年（1935年）10月に上海で開催されたが、第7回大会開催予定の民国26年（1937年）7月に日華事変が起こって国内が戦場となったために第7回は戦後の民国37年（1948年）に開催された。

「国民体育実施方案」にも体育教員の養成について触れているが、体育教員の質の向上も十分ではなかったので、教育部は民国22年（1933年）1月に「教育部暑期体育補習班規定」（25条）を公布して、体育教員並びに各地の体育指導者の質の向上に踏み切った。

「教育部暑期体育補習班規程」は夏期の40日間にわたって開かれるもので、対象は、1. 現職の中小学校の体育教員、2. 現職の公共体育場職員、3. 現職の国術館教職員、4. 現職の教育行政機関の体育担当者、5. 体育に対して研究と興味を持ち教育行政機関の証明のある者、となっており、定員は300人で、各省からの最低受講人員も定められていた。講習内容は、「国民体育実施方案」の教員養成乙項の規定によるとなっていた。

国民政府の教育方針は民国18年（1929年）3月、中国国民党第3次全国大会第11次会議で議決し、4月26日に公布された教育宗旨によっているが、同時に公布された「教育宗旨実施方針」（8項）の第7項に「各学校並びに社会教育機関では国民の体育の発展に注意をする。中等学校、大学および専門学校では相当の軍事訓練を受ける。体育を發展させる目的は、もとより民

族の体力を増進させることにあるが、強健の精神を鍛練し、規律の習慣を養成することが主たる目的である。」と述べられており、国民の体育と国民の軍事教練は国家政策上密接な関係があるとしている。<sup>69</sup>

教育宗旨からも明らかかなように国民政府は軍事教練を重視していることがわかる。これは当時の世界各国の軍事教育の風潮に影響されたものと考えられる。

民国18年(1929年)1月29日に教育部と訓練総監部は会議を開いて、「修正高中以上学校軍事教育方案」、「軍事訓練程度學術科教授訓練要目表」、「學術科課目実施予定進度表」、「高中以上軍事教官任用簡章」、「軍事教官服務条例」を施行していたが、<sup>60</sup> 民国20年(1931年)9月に満州事変が起こり、日本の大陸進出が激しくなると軍事教育の強化策を採り、民国21年(1932年)1月に教育部は軍事教練強化の訓令を出し、<sup>61</sup> 民国22年(1933年)に訓練総監部は規則を改正して、学年末試験終了後と暑中休暇に3カ月の集中訓練を実施することとし、さらに<sup>62</sup> 民国23年(1934年)6月8日に教育部と訓練総監部は「学校暑期軍訓暫行辦法」(11項)を公布し、同年11月6日に教育部は高級中学と専門学校以上の学校の「平時軍事訓練術科進度表」と「平時軍事訓練学科進度表」の訓令を出し、<sup>63</sup> 訓練総監部は同年11月に「高中以上学校女性軍事看護課程暫行標準」を公布した。民国24年(1935年)にも教育部は軍事教練関係の法令、訓令を次々と公布した。

初級中学校以下の学校に適用される童子軍関係の法令、<sup>64</sup> 訓令も軍事教練の法令、訓令と同様に<sup>65</sup> 民国22年(1933年)から民国24年(1935年)にかけて次々と公布されていった。

注 (45) 民国23年(1934年)に蒋介石の提唱した民族教育運動。当時日本の帝国主義と中国共産党との対決に迫られていた中国国民党が国民精神の振興のため採用したもの。識字教育の分野で相当の成功を取めたが、真の民衆教育とはなりえなかった。

(46) 民国25年(1936年)12月12日に陝西省西安で張学良が蒋介石を監禁した事件で、双十二事件ともいわれる。当時国民党は反共戦を行っており、張学良は西安におり共産軍の討伐を命ぜられていたがこれを行なわなかったため、説得のために西安に赴いた蒋介石を監禁した事件。周恩来の調停で蔣は釈放されたが、この結果第2次国共合作が成立した。

(47) 前掲(6)書, 119頁。

(48) 商務印書館編,「中華民国法規大全民国25年版」(民国25年—1936年), 商務印書館, 4234頁。

(49) 同上。

(50) 教育部編,「第一次中國教育年鑑」(民国23年—1934年), 開明書店, 896頁。

(51) 前掲20書, 268頁, 270頁。

(52) 前掲50書, 896~897頁。

(53) 前掲50書, 897~901頁。

(54) 前掲48書, 4240頁。

(55) 中国に古くから存在していた拳法, 棍棒等の武術を中華民国成立後名称を一括して国術とし, 政府資金により民国17年(1928年)に中央国術館, 省市県国術分館を設立した。

(56) 前掲50書, 935~936頁。

(57) 前掲20書, 189頁。

- (58) 前掲(48)書, 3645~3646頁。
- (59) 前掲(6)書, 149頁。
- (60) 前掲(20)書, 180頁。
- (61) 前掲(34)書, 315頁。
- (62) 前掲(48)書, 4141~4145頁, 4148頁。
- (63) 1月22日教育部公布「高中以上学校軍事教官及軍事助教任用簡章」, 「高中以上学校軍事教官軍事助教主任教官総教官服務規則」, 「高中以上学校軍事教育獎懲規則」, 「高中以上学校学生軍事訓練成績核算法」, 3月25日教育部訓令「中女生平時軍事看護医藥専科以上学生平時陸軍衛生行政法規及戰時救護応即切実施行令」等。
- (64) 童子軍とは本来ボーイスカウトのことであるが, 初級中学校で実施される童子軍は団体訓練を主とした徒手教練と考えられる。
- (65) 立法院編, 「中華民國法規彙編」23年輯, 24年輯。

## 5. 日華事変以後中華人民共和国成立まで

国家が戦時体制に入った時、或は戦争に突入した時には優秀な軍人を必要とすることは世界各国共に軌を一にしていることは歴史が明らかにしている。そのため、戦時体制下並びに戦時においては国民の体位向上に努め、学校体育も優秀な軍人養成の方向に進んでいくのである。中国においてもこの方針に沿って多くの法令が出された。

民国26年(1937年)7月7日に日華事変が起ると、その直後の7月18日に蒋介石は「建国運動」を提唱し、民国27年(1938年)3月29日に武昌で中国国民党全国代表大会が開催され、「抗戦必勝・建国必成」のスローガンの下に種々の重要決定がなされた。その決定の中に「抗戦建国綱領」があった。

「抗戦建国綱領」は7項からなっており、その第7項は教育に関するものであった。

それは、

1. 教育制度及び教材を改訂し、戦時教育を推行し、国民道德の修養を重視し、科学研究を高揚し、設備を充実する。
2. 各種の専門技術者を訓練し、適当に配置し、作戦需要に応じさせる。
3. 青年を訓練し、戦区及び農村に服務させる。
4. 婦女子を訓練し、能く社会事業に服務させ、以って作戦能力を増加させる。

というものであり、これにより学校教育は戦時に適するように改められていった。

民国28年(1939年)3月12日に「国民精神総動員綱領」が公布され、軍事第一、勝利第一を目標として国民を指導して行くことが決定された。

「抗戦建国綱領」と「国民精神総動員綱領」によって学校教育も戦時に適するように改められることになり、体育も影響を受けることになったのである。



体育課程標準の改訂には時間がかかるので、とりあえず教育部は民国29年(1940年)2月に「小学体育实施方案」、「中等学校体育实施方案」、「専科以上体育实施方案」を公布した。この各級学校の体育实施方案は、目標、実施綱要、行政組織、経費、設備、体育の授業時数、正科体育、朝の体操、課外活動、競技会と運動会、野外集団活動、身体検査、採点基準の12項目について定めているが、特に目標に「抗戦の期間中」の1項目を設けている。<sup>69</sup>

各学校の体育实施方案を実行に移すためには体育施設を必要とするので、教育部は民国29年3月13日に「各級学校体育設備暫行最低限度標準」を公布した。これは戦場となった地域より奥地に移転した学校もかなりあり、また、戦乱を避けて人口の奥地の移動があり、それともななって学校が設立されていったが、それらの学校の体育施設が不備のためにこの訓令の公布となったのであろう。<sup>70</sup>

国民政府は民国18年(1929年)4月16日に公布した「国民体育法」を修正し、民国30年(1941年)9月9日に公布した。その第1条には、「……国民に自衛と国を守る能力に到達させることを目的とする」という条項が含まれていた。<sup>71</sup>

「国民体育法」の修正にともなって、民国29年(1940年)5月27日に「教育部体育委員会章程」も修正され、国民の体育の強化を法令通りに実施するためには体育行政官が不足するので、その不足を補うために、同年5月4日に「特種考試体育行政人員考試暫行條例」を公布し、体育の専門課程を経なくても体育についての経験のある者を試験により体育行政官に任用することとした。この試験には第1回37人、第2回7人が合格している。また、民国21年(1932年)10月19日に公布された「国民体育实施方案」も改訂され、民国30年(1941年)2月24日に教育部から「国民体育実施方針」として公布された。<sup>72</sup>

体育・スポーツを奨励するための「体育節(9月9日)举行辦法要点」が民国31年(1942年)6月9日に公布され、9月9日に全国一斉にスポーツ行事を行なうように定められた。<sup>73</sup>

戦時下の学校体育は当然強化されることは論をまたないところであるが、課程標準の改訂には時間がかかる上に、戦時下のみの特殊の課程標準では平和となった時点で再改訂をしなければならないということもあり、戦時平時の両方に適用出来るものにするのが望ましいのである。<sup>74</sup>

民国31年(1942年)3月に「修正小学体育課程標準」が公布された。授業時数については民国25年(1936年)7月に公布の課程標準にはなかった団体訓練各学年毎週120分がとり入れられ、授業内容も1～2年は民国25年には遊戯とリズム運動であったものが、民国31年の改正で団体訓練と体操がとり入れられ、遊戯の教材にもマット運動がとり入れられ、3～6年では団体訓練、巧技運動、国術が別個のカリキュラムとしてとりあげられた。<sup>75</sup>

中等学校においては民国29年の「修正課程標準」では体育の授業時数は民国25年と同様であ

ったが、軍事教練が強化され、高級中学（高校）の軍事教練（女子は軍事看護）の授業時数が各学年毎週3時間となり、民国25年の1年のみ毎週3時間に比較して戦時の改正の特徴が現われている。

また、戦時下の改訂という点からすると高級中学で毎週3時間の課外の運動、初級中学（中学）で毎週3時間の課外の運動・童子軍訓練を実施するようにと規定していた。<sup>(76)</sup>

各師範学校の課程標準も民国31年（1942年）9月に「師範学校体育課程標準」、「簡易師範学校体育課程標準」が改正され、体育師範学校は民国31年（1942年）11月に修正された。

師範学校と簡易師範学校では体育の授業時数が増加し、<sup>(77)</sup>課外の運動は毎日50分実施を原則とし、少なくとも毎週3時間以上実施すると規定された。<sup>(78)</sup>

体育師範学校においては、民国23年（1934年）3月30日の規定にはなかった毎日の授業時数と課外の運動の時間数が定められ、毎日の授業、自習、課外の運動の時間を9時間、授業は毎週54時間とし、学校での自習と課外の運動の時間は教員が指導すると改正され、軍事教練の時間も週1時間ふえて4時間となった。<sup>(79)</sup>

「師範学校課程標準」の改訂で小学校の体育担当教員となる者は体育選科の科目を履修するようにと改められた。<sup>(80)</sup>

この処置は「第二次中国教育年鑑」に「我が国の体育教員の不足は小学校において甚だしく、教育部は年来各省市の教育庁に体育師範学校の増設、或いは、師範内に体育師範科の設置を再三勧告し、小学校体育教員の増加を計ったが実際には期待に反してしまった。我が国は抗戦以来基礎教育を重視している。各省市県の中心国民学校と国民学校の数が激増しており、小学校体育教員の需要は目に見えて切迫している。31年に各級師範学校の体育課程標準を修訂する時にこの点に留意し体育正課の時間を特設し、規定の体育の実技の外に必要により学科を教え、小学校体育教授法を教え、師範学校卒業生に小学校体育の授業を担当する能力を備えさせ、大量に小学校の体育教員を養成した。」とあるので、そのための措置である。<sup>(81)</sup>

社会体育については、民国28年（1939年）9月1日に「体育場規程」が公布された。その第1条に「体育場は中華民国教育宗旨とその実施方針と社会教育を目標とし、民衆の体育訓練を実施する」とあり、「指導部では民衆体育の訓練、組織、競技及び衛生活動がこれに属する。婦人子供部では婦女、児童の体育活動の指導、運動競技の挙行ならびに家庭衛生と幼児保育の指導等がこれに属する。」とあり、同規程は社会体育を目標としたものであった。<sup>(82)</sup>

また、民国33年（1944年）3月1日に教育部令として公布された「体育場工作実施辦法」はよりいっそう社会体育を充実させるために公布されたものであった。<sup>(83)</sup>しかし、戦時下という特殊事情から、どこまで実施にうつされたか明らかではない。

## 中国の体育・スポーツに関する法令・条例

- 注 (66) 中華民国各界紀念國父百年誕辰籌備委員會學術論著編纂委員會編「國民革命史」(民国54年—1965年), 中央文物共應社, 599頁。
- (67) 前掲(66)書, 600~603頁。
- (68) 前掲(66)書, 603頁。
- (69) 教育部教育年鑑編纂委員會編著, 「第二次中國教育年鑑」(民国37年—1948年), 商務印書館, 1292~1295頁。
- (70) 教育部編, 「教育法令」(民国42年—1953年), 正中書局, 55~57頁。
- (71) 前掲(69)書, 1279頁。
- (72) 前掲(69)書, 1280~1285頁。
- (73) 前掲(69)書, 1288頁。
- (74) 前掲(6)書, 333頁。
- (75) 前掲(6)書, 335頁, 教育部教育年鑑編纂委員會編著, 「第三次中國教育年鑑(上)」(民国46年—1957年), 正中書局, 13~14頁, 122頁, 前掲(48)書, 3875~3876頁。
- (76) 趙如珩著「中國教育十年」(昭和18年), 大紘書院, 187~190頁。
- (77) 各学年毎週2時間が, 師範学校は1~2年が週3時間(実技2時間, 講義1時間), 3年週2時間, 簡易師範学校は1~2年週3時間(実技), 3年週3時間(実技2時間, 講義1時間), 4年週2時間(実技)と改正。
- (78) 教育部國民體育委員會編, 「體育法令彙編」(民国41年—1952年), 教育部體育委員會, 37~38頁, 49頁, 前掲(48)書, 3977~3978頁, 4047~4048頁。
- (79) 前掲(78)書, 69~71頁, 前掲(48)書, 4138~4139頁。
- (80) 前掲(78)書, 49頁, 前掲(48)書, 3977~3978頁。
- (81) 前掲(69)書, 1297頁。
- (82) 前掲(69)書, 1300頁。
- (83) 前掲(69)書, 1301頁。

## 6. む す び

「中国の体育・スポーツに関する法令(その1)」として清朝末期より中華人民共和国成立まで(1902年—1949年)の47年間に公布された体育・スポーツに関する法令とその法令の公布された背景について述べたのであるが, 清朝においては, 体育・スポーツのみの法令は公布されず, 教育に関する法令の中に含まれていたのである。

富国強兵の方針から兵式体操を実施させておりながら排満興漢の温床に私立学校がなるのを恐れて私立学校においては木銃の使用のみを許可していたことは, 当時の社会状況を反映した措置であろう。また, 体育担当教員の不足から宣統元年(1909年)に郷村所在の小学堂では体育をしばらくの間随意科目とするとしたが, それが, 翌宣統2年には再び必修科目にもどされた。このことは, 宣統元年の改訂が当時の中国の教育界の実情からして時宜に則したものであったのであるが, 各省の教育会が軍国民教育の実施を決議して, 体操を主要科目とすることを学部が要請しているので, 学部がその要請を受けいれて宣統2年の改訂を行なったのではないかと考えられる。

清朝においては、このように社会状況により法令が改められていったのである。

1911年の辛亥革命により清は倒れ、中華民国が成立したとはいうものの、国民党が北伐を完成し中国を統一するまでの17年間の北京政府期は政権を掌握しようとする軍閥の抗争が続き政局は安定せず、二転、三転としており、それにつれて教育費も十分に支出されず、北京政府期に実施されていた「壬子学制」(民国元年～11年—1912年～22年)、「壬戌学制」(民国11年～17年—1922年～1928年)に関する教育関係の法令もほとんど公布されなかった。とくに「壬戌学制」期にはそれが甚だしく、「壬戌学制」の学校系統改革案が示されたのみで、学制改革に伴う課程標準も公布されなかった。このような事情から北京政府期においては体育・スポーツに関する法令は極めて僅かしか公布されなかった。

民国元年(1912年)12月18日に教育部から「各学校応於体操正科外兼作有益之運動」という通令が公布されたが、これは中国において体育・スポーツ関係の法令が単独で公布された最初のものである。また、民国元年9月2日に教育部から公布された「教育宗旨」にも体育をとりあげている。

体育教員の充実を計るために、民国10年(1921年)に高等師範学校の体育専修科を本科とするように通令を公布している。

北伐の完成により中国全土を支配下に入れた国民政府は以後軍閥を擁して浙江財閥と結び経済政策を進め、新生活運動を実施して国内改革にある程度の成果を取めた。しかし、満州事変以後の日本の中国進出に対しては「一面抵抗・一面交渉」の対策をとっただけで中国共産党の打倒に専心した。

民国26年(1937年)に日華事変が起こり戦線の拡大にともない、国民政府は奥地に移転し太平洋戦争となった。太平洋戦争は民国34年(1945年)日本の敗北により終了した。戦後国民党と共産党の相剋は再び激しくなり、国民党は一時優勢を示したが、その後共産党が優勢となり、国民政府は台湾に移転した。

この時期は世界においても変革期であり、中国もその影響を免れることが出来ず、僅か十数年の間に種々のことがめまぐるしいほどに変わっていった。

このような社会状況の変化につれて法令もひんぱんに改められていったが、その中には体育・スポーツ関係の法令も数多く含まれていた。

国民政府が民国17年(1928年)に公布した「壬戌学制」とこの「壬戌学制」を徹底するために民国18年(1929年)以降「民国学校法」を順次公布していったが、この時期に初めて詳細な課程標準が公布され、軍事教練に関する法令も公布された。また、体育師範学校卒業生の質の向上を計るための国家試験制度の「体育師範学校学生卒業会考科目」が民国23年(1934年)に公布された。

## 中国の体育・スポーツに関する法令・条例

社会体育・スポーツに関しては、民国18年（1929年）に「国民体育法」、民国20年（1931年）に「民衆業余運動会辦法大綱」が公布され、社会体育の充実が計られた。国民の体力の向上を計るために民国21年（1932年）に「全国体育會議規定」、「国民体育实施方案」を公布した。この「国民体育实施方案」には5カ年計画による体育施設の建設が規定されていたので、「国民体育法」に規定した体育施設の建設は空文ではなかったかと考えられる。

民国18年（1929年）に公布された「教育宗旨実施方針」に軍事教練の重視が採りあげられていたため、民国18年以後軍事教練に関する法令が次々と公布され、民国20年（1931年）の満州事変以後日本の大陸進出が激しくなるにつれて、軍事教練の強化策の法令が民国21年（1932年）以降に10以上公布された。

民国26年（1937年）に日華事変が起こると、「抗戦必勝、建国必成」のスローガンの下に「抗戦建国綱領」を決定し、総てを戦時体制に改めた。

体育の授業も戦時に適するように改めるために、民国29年（1940年）2月に「小学体育实施方案」、「中等学校体育实施方案」、「専科以上学校体育实施方案」を公布した。これらの各法案の中には「抗戦の期間中」の1項目が設けられていた。

各学校の体育实施方案を実行に移すためには体育施設を必要とするので、教育部は民国29年3月に「各級学校体育設備暫行最低限度標準」を公布した。これは戦場となった地域から奥地に移転した学校、あるいは、戦乱を避けて人口の移動があり、それにともなって設けられた学校の体育施設の不備を補うためのものでもあった。各学校の体育課程標準は戦時に適するように民国31年（1942年）以後次々と改訂されていった。

「国民体育法」も修正され（民国30年）、「国民体育实施方案」も民国30年に戦時に適するように改訂され、「国民体育実施方針」として公布された。また、「体育節挙行辦法要点」が民国31年（1942年）に公布され、全国一斉にスポーツ行事を行なうように定められた。

社会体育を振興させるために、民国28年（1939年）に「体育場規程」が、民国33年（1944年）に「体育場工作実施辦法」が公布された。

戦時に適応するための体育・スポーツに関する多くの法令が公布されたが、戦時下という特殊事情から数多く公布された法令がどこまで実施にうつされたかは明らかではない。

（昭和48年5月30日）